

令和 5 年 度

# 八代市議会議会運営委員会記録

---

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 12月定例会付託案件 …………… 1

---

令和 5 年 1 2 月 8 日 (金曜日)

## 議会運営委員会会議録

令和5年12月8日 金曜日

午後1時49分開議

午後1時53分閉議（実時間4分）

### ○本日の会議に付した案件

1. 議案第116号・八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

### ○本日の会議に出席した者

委員長	増田一喜君
副委員長	橋本貴喜君
委員	上村哲三君
委員	大倉裕一君
委員	北園武広君
委員	友枝和也君
委員	中村和美君
委員	成松由紀夫君
委員	橋本幸一君
委員	山本幸廣君
議長	田方芳信君

※欠席委員 君

### ○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

### ○説明員等委員（議）員外出席者

市長公室

人事課長 松本康祐君

○記録担当書記 島田義信君  
田島麗子君

（午後1時49分 開会）

○委員長（増田一喜君） 定足数に達しましたので、ただいまから議会運営委員会を開会いた

します。

### ○議案第116号・八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

○委員長（増田一喜君） 本日の委員会に付します案件は、タブレット端末のレジュメのとおりであります。

それでは、当委員会に付託となりました、議案第116号・八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○人事課長（松本康祐君） 皆様こんにちは。「こんにちは」と呼ぶ者あり）人事課の松本でございます。着座にて説明させていただきます。

○委員長（増田一喜君） どうぞ。

○人事課長（松本康祐君） 議案書は9ページでございますが、説明は先に配付させていただきました、右肩に議案第116号関係資料と記載されている資料に基づき説明いたします。

それでは、資料の1ページをお願いいたします。

まず、改正の趣旨でございますが、人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与改定に準じまして、市議会議員の期末手当の支給月数を改定するために必要な条例の改正を行うものでございます。

次に、改正の概要について説明いたします。

期末手当の年間支給月数を現行の3.30月分から3.40月分へ0.1月分引き上げるものでございます。

引上げは、令和5年度におきましては、今月12月に支給する予定の期末手当から行い、支給月数は1.65月から1.75月と、改正条例の第1条において規定しております。

令和6年度以降におきましては、国に準じて6月と12月が均等になるよう、支給月数を1.70月とし、改正条例の第2条にて規定し

ております。

最後に、施行期日でございますが、施行期日は2段階に設定されております。まず第1条に規定しております令和5年度の12月に支給する期末手当につきましては、公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用するものとしております。また、第2条に規定しております令和6年度以降に支給する期末手当につきましては、令和6年4月1日からの施行としております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（増田一喜君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。なければ、これより採決いたします。

議案第116号・八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（増田一喜君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全て終了いたしました。

これをもって議会運営委員会を散会いたします。

（午後1時53分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和5年12月8日

議会運営委員会

委員長